

別紙 変更事項の内容

○ 構造改革特別区域計画

5 構造改革特別区域計画の意義

変更前	変更後
<p>低迷する農業の振興のためには、今後本格的な地産地消の実現による高品質で魅力的な特産品の創造をすることが必要である。北杜市内に点在する、良質な<u>ワイン用ぶどう</u>を活用した少量生産の地域ブランド製品を製造することが可能になると、農業経営規模の拡大や新規農業参入者の増加、遊休農地の減少へとつながり、衰退しつつある農業への歯止めとなる。</p> <p>特産品ワインの製造は、それを求める都市生活者と地域住民との交流を促進し、新たな雇用の増大、観光等の副次的な産業への広がりにも期待がもてる。</p>	<p>低迷する農業の振興のためには、今後本格的な地産地消の実現による高品質で魅力的な特産品の創造をすることが必要である。北杜市内に点在する、良質な<u>ワイン用ぶどうやうめ</u>を活用した少量生産の地域ブランド製品を製造することが可能になると、農業経営規模の拡大や新規農業参入者の増加、遊休農地の減少へとつながり、衰退しつつある農業への歯止めとなる。</p> <p>特産品ワインの製造は、それを求める都市生活者と地域住民との交流を促進し、新たな雇用の増大、観光等の副次的な産業への広がりにも期待がもてる。</p>

6 構造改革特別区域計画の目標

変更前	変更後
<p>特例措置を活用することにより、北杜市で<u>推奨する加工ぶどうを使った新しい特産品としてのワイン製造が少量でも可能になり、多種多様なワインの製造と、それを目的とした観光客や見学者など、多くの交流人口の拡大を見込むことができる。</u></p> <p>ぶどうの木は 30 年後に一番良い実を付けるため、将来を見据えた中で、新産業としてのワイン特産品化により地域の活性化を目指す。</p> <p>また、ワイン関係のイベントやセミナーなどを広く行い、都市生活では体験できな</p>	<p>特例措置を活用することにより、北杜市が<u>指定する特産物（ぶどうやうめ又はこれらに準じるものとして財務省令で定めるもの）を原料としたワインの製造が少量でも可能になり、多種多様なワインの製造と、それを目的とした観光客や見学者など、多くの交流人口の拡大を見込むことができる。</u></p> <p>ぶどうの木は 30 年後に一番良い実を付けるため、将来を見据えた中で、新産業としてのワイン特産品化により地域の活性化を目指す。</p>

い栽培体験などを盛り込み、魅力的な事業展開を目指す。	また、ワイン関係のイベントやセミナーなどを広く行い、都市生活では体験できない栽培体験などを盛り込み、魅力的な事業展開を目指す。
----------------------------	---

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

変更前	変更後
<p>(1) 地域特産品ワインによる知名度アップ</p> <p>新たな地域特産品の誕生は、多くのマスコミでの報道が予想される。特にワインの場合は、その訴求度合いが強いためインパクトのあるPRとなり、知名度アップにつながる。</p> <p>また、<u>ぶどう</u>というフルーツを使った特産品造りは、自然環境の豊かな北杜市にマッチし、市のイメージアップにもつながる。</p>	<p>(1) 地域特産品ワインによる知名度アップ</p> <p>新たな地域特産品の誕生は、多くのマスコミでの報道が予想される。特にワインの場合は、その訴求度合いが強いためインパクトのあるPRとなり、知名度アップにつながる。</p> <p>また、<u>ぶどうやうめ</u>というフルーツを使った特産品造りは、自然環境の豊かな北杜市にマッチし、市のイメージアップにもつながる。</p>

8 特定事業の名称

変更前	変更後
709 特産酒類の製造事業	709 <u>(710)</u> 特産酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

変更前	変更後
<p>(1) <u>北杜市総合計画の推進</u></p> <p><u>北杜市総合計画（平成19年7月策定）に基づき、酒造用ぶどう生産団地整備事業を行う。</u></p> <p>(2) <u>農業の観光化と消費者との交流促進</u></p>	削 除

消費者の深い理解を得る為には、実際に栽培現場に赴き、体験を通じて理解してもらう方法が最適であるため、各種イベントを開催し、消費者に体験の場を提供していく。

(3) 地産地消の推進

地域で生産された農産物をその地域で消費する地産地消は、消費の拡大と安心・安全な農産物を直接消費者に訴求できる有利な方法であると考えます。この地方に来なければ味わえないという特別感を前面に出し、誘客を行う。

(4) 生産者の顔が見える安心のぶどう生産

統一した栽培管理による安全・安心なぶどう作りや、環境に配慮したぶどう栽培の推進を図り、生産者を援助していく。

○ 別紙

1 特定事業の名称

変更前	変更後
709 特産酒類の製造事業	709 (710) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

変更前	変更後
自己の酒類の製造場において、 <u>地域の特産物である農産物（ぶどう）を用いて果実酒（特産酒類）を製造しようとする者</u>	自己の酒類の製造場において、 <u>構造改革特別区域内で生産された地域の特産物である農産物（ぶどう、うめ又はこれらに準じるものとして財務省令で定めるもの。以下「特産物」という。）を原料とした果実酒を製造しようとする者</u>

5 当該規制の特例措置の内容

変更前	変更後
<p>当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、<u>本市が指定する地域の特産物である「ぶどう」</u>を原材料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が2キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。</p> <p>果実酒の製造により、北杜市の観光資源として農村地域の活性化につながるという観点から、当該特例措置の適用は必要不可欠であると考える。</p> <p>なお、当該特例措置により酒類製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。</p> <p>市は無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。</p>	<p>当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、<u>本市が指定する特産物</u>を原材料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が2キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。</p> <p>果実酒の製造により、北杜市の観光資源として農村地域の活性化につながるという観点から、当該特例措置の適用は必要不可欠であると考える。</p> <p>なお、当該特例措置により酒類製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。</p> <p>市は無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。</p>